

# 西日本こども研修センターあかし

## 2020年度 虐待対応研修一覧

	研修名	受講対象	実施時期	定員
5月	児童養護施設職員指導者研修	児童養護施設で基幹的職員等指導的立場にあり児童福祉施設経験通算7年を満した者（各施設1名）	5月19日（火） ～22日（金）	80名
6月	児童相談所児童福祉司 スーパーバイザー義務研修 A<前期>	児童福祉司スーパーバイザーとして職務を行う者 （児童福祉法第13条第8項で受講が義務づけられています）	6月2日（火） ～4日（木）	80名
7月	児童相談所児童心理司指導者研修【共】	児童相談所児童心理司経験通算5年を満した児童心理司 （スーパーバイザーを含む）	7月15日（水） ～17日（金）	80名
	児童相談所児童福祉司 スーパーバイザー義務研修 B<前期>	児童福祉司スーパーバイザーとして職務を行う者 （児童福祉法第13条第8項で受講が義務づけられています）	7月29日（水） ～31日（金）	80名
8月	教育機関・児童福祉関係職員合同研修	学校・園や教育委員会で児童虐待対応に携わる者（経験年数の制限なし）、市区町村職員で子ども虐待対応経験通算3年を満した者、児童相談所職員で子ども虐待対応経験通算5年を満した者、スクールソーシャルワーカー、 *教育機関40名、児童相談所30名、市区町村30名（各機関1名）	8月20日（木） ～21日（金）	100名
9月	乳児院職員指導者研修	乳児院で基幹的職員等指導的立場にある主任保育士や家庭支援専門相談員等で児童福祉施設経験通算5年を満した者	9月8日（火） ～11日（金）	80名
10月	児童相談所弁護士等専門研修	児童相談所に勤務している弁護士（常勤・非常勤・嘱託を問わない）	10月8日（木） ～9日（金）	40名
	市区町村子ども家庭支援指導者研修	市区町村の子ども家庭支援業務において指導的立場にある者 都道府県において市町村への助言指導を担当する者、 市区町村において子ども家庭支援拠点設置にかかる準備・検討を担当する者、 中核市等において児童相談所設置にかかる準備・検討を担当する者等	A日程 10月20日（火） ～23日（金） B日程 10月23日（金）	100名
11月	児童相談所児童福祉司 スーパーバイザー義務研修 A<後期>	児童福祉司スーパーバイザーとして職務を行う者 （前期研修と後期研修を通してA日程で受講してください）	11月18日（水） ～20日（金）	80名
12月	児童相談所児童福祉司 スーパーバイザー義務研修 B<後期>	児童福祉司スーパーバイザーとして職務を行う者 （前期研修と後期研修を通してB日程で受講してください）	12月9日（水） ～11日（金）	80名
2021年1月	こころのシリーズ 「虐待を受けた子どものこころの支援」	子どもの支援に関わる専門職 機関：児童相談所、児童福祉施設（障害児施設、母子生活支援施設、保育所を含む）、市区町村、教育機関、医療機関、警察・司法等 職種：心理職、ケアワーカー、里親、社会福祉職、施設職員、教員、スクールカウンセラー、医師、看護師、弁護士等 （常勤・非常勤を問わない）	1月13日（水） ～15日（金）	80名
2月	一時保護所指導者研修	児童相談所一時保護所職員の勤務経験が5年以上あり、指導的立場にある者、もしくは、一時保護専用施設等の指導的立場にある者	2月3日（水） ～5日（金）	80名
	子ども虐待対応母子保健関係職員指導者研修	市区町村、保健所の母子保健活動、子育て支援、子ども虐待防止対策に携わっている指導的立場にある保健師、助産師、看護師で、子ども虐待対応関連業務経験通算5年を満した者	2月16日（火） ～19日（金）	80名
3月	健康障害のシリーズ 「最新の虐待医学から学ぶ」	児童相談所（保健師・医師・弁護士・児童福祉司・児童心理司等）、市区町村（福祉・保健）、保護された子どもの回復をケアする一時保護所・児童福祉施設（ケアワーカー・児童指導員・嘱託医・看護師）、里親、日常的に子どもと接する学校・幼稚園・保育所（教員・養護教諭・保育士等）、警察・司法等の指導的立場にある者	3月4日（木） ～5日（金）	100名

\*法：法定研修。都道府県市との委託契約による研修 新：新規実施 【共】：子どもの虹情報研修センターとの共催